

政令第百九十七号

ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「平成十九年六月三十日」を「平成二十四年六月二十八日」に改める。

附 則

この政令は、平成十九年七月一日から施行する。